

南種子町農業委員会平成 26 年 9 月総会議事録

1. 開催日時 平成平成 26 年 9 月 17 日（水）午後 1 時 30 分から午後 3 時 10 分

2. 開催場所 研修センター 1 階東側会議室

3. 出席委員

会長	5 番	戸石 助美			
会長職務代理者	7 番	石堂 かよ子			
委員	1 番	寺田 誠	2 番	池亀 昭次	
	3 番	中里 安男	4 番	古市 道則	
	6 番	中峰 義哉	9 番	高田 照美	
	10 番	白川 秋信	11 番	小脇 又男	
	12 番	小山 重和			

4. 欠席委員 8 番 西田 暁

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 26 年度第 2 号農用地利用集積計画（案）に対する意見決定について
議案第 2 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による平成 26 年度第 1 号農用地利用集積計画（案）に対する意見決定について

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農地法第 2 条の規定にある農地でない旨の証明について

議案第 6 号 農地流動化奨励金交付申請について

議案第 7 号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の一部改正について

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 羽生 幸一

農地振興係長 河野 彰子

農地振興係 河野 裕太

（総合農政課農業再生対策係主査） 小脇 洋平

7. 会議の概要

事務局 本日欠席届が会長に出ておりますので、報告いたします。議席番号 8 番、

西田 暁委員が欠席であります。それでは本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第6条により成立していることを報告いたします。

議長 議長 ただ今から、第2回農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 議長 日程第1、会議録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり。)

議長 議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 3番、中里 安男委員。4番、古市 道則委員を指名します。

議長 議長 日程第2、諸般の報告。局長が行います。

議事 事務局 それでは別紙にて諸般の報告を報告いたします。8月17日、町第36回ロケット祭祭典神事が13時から前之峰陸上競技場で開催され、会長・局長が出席しております。8月19日、平成26年度〇〇県(有)Aに関わる水田裏作賃貸借等説明会が19時から〇〇 〇〇公民館で開催されております。会長・農地部長・職員が出席しております。内容につきましては、〇〇〇〇水田農家代表者への(有)A 農地賃貸借説明であります。8月21日、県農業会議第86回通常総会、11時から鹿児島市民文化ホールで開催され、会長・局長が出席しております。同日、13時から県農業委員大会が市民文化ホールで開催されております。農業委員・職員が出席しております。内容については、表彰・情勢報告・活動報告・記念講演がありまして、記念講演については、『新しい農業、農業者像と農業委員会に期待すること』ということで、講演者・農業ジャーナリスト 青山浩子氏による講演であります。同日、17時から熊毛地区農業委員・職員研修会が鹿児島市で開催され、農業委員・職員が出席しております。研修会内容につきましては、『6次産業化の現状と今後の方向性について』、講演者については、県農業農村振興協会 日高幸則氏であります。8月22日・23日、町農業委員会視察研修会が熊本県玉名市のほうに研修視察をしております。出席者については、農業委員・職員であります。内容については、熊本県玉名市農業委員会〇〇地区研修ということで、〇〇地区における農地状況並び賃借状況についてであります。その後、(有)A 〇〇地区農場・施設研修を行っております。8月24日、(有)Aに関する水田裏作農地賃貸借等全体説明会を、19時から〇〇地区公民館で開催し、会長・高田農地部長・中里委員・職員が出席しております。内容については、(有)A 南種子町農業展開計画に伴う農地賃貸借等地権者・耕作者への説明会であります。8月25日、(有)A会長 南種子町長訪問ということで、10時から町長室で開催され、会長・職務代理・局長が出席しております。内容につきましては、(有)A 南種子町農業展開計画に伴う町の支援協力要請についてであります。8月26日、町畜産共進会、8時50分から町畜産センターで開催され、会長・局長が出席しております。同日、県農業会議8月定例常

任会議員会議であります。13時30分から鹿児島市で開催され、係長が出席しております。内容については、農地法4条・5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動に関し、南種子町農業委員会会長の諮問に答申する件であります。8月28日、町きび・甘しょ振興会生産者大会が9時から町福祉センターで開催され、会長が出席しております。

9月2日、町糖業振興会総会が10時から研修センターで開催され、会長が出席しております。9月5日、現地調査、9時から町内で開催され、会長、高田農地部長、中里・古市・中峰・池亀委員、事務局であります。内容については3条・5条・非農地・奨励金・現況確認・農地パトロールであります。同日、現地調査を14時から〇〇で行っております。出席者については、古市委員・高田農地部長・職員であります。内容につきましては新規就農者『B氏』の農地賃貸借状況現地確認ということで、地権者（管理者）でありますC氏の立会いの下、現地調査を行っております。9月8日、新規認定農業者認定交付式が南種子町と（有）A調印式並びに農業委員会会長との契約書の締結ということで、9時からと10時から、町長室と研修センターで開催されております。出席者については、会長・局長・職員であります。内容につきましては、認定農業者の認定式については、南種子町全体で今、113経営体がありますが、認定書の交付式。それから10時からですが、「農地利活用企業立地協定」ということで、研修センターで行われております。農業委員会会長と（有）Aとの契約の締結ですが、農地利活用企業立地協定に伴う土地賃貸借契約に関する契約書の締結を行ったところであり、9月10日、現地調査、8時30分から〇〇地区で開催されております。出席者については、会長、高田農地部長、中里・古市委員、事務局であります。ここについては、9月5日に開催した現地調査と予定地が若干変わったということがありまして、農地転用予定地変更に伴う5条、（有）A農産物施設設置予定地現地確認であります。それと9月16日、県農業者年金特別研修会が10時から鹿児島市で開催され、会長・局長が出席しております。内容については平成26年度の農業者年金に関わる年金加入推進についてであります。本町の目標は、本年度3名の方が年金加入推進の対象となっております。その内、20歳から39歳の方が1名ということであり、それと10月20日に、この農業者年金基金から農業者年金の事務費を貰っておりますが、その考査ということで、検査関係に行きますので、またご協力の方をよろしく申し上げます。以上で諸般の報告を終わります。

議長 報告が終わりました、質疑については、この後開催される全員協議会で取り上げたいと思います。

議長 日程第3、議案協議 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成26年度第2号農用地利用集積計画（案）に対する

意見決定について、を議題にします。

事務局より議案の説明をお願いします。河野係長。

事務局 議案第1号は農用地利用集積計画の承認について、平成26年9月30日を公告日とする農用地利用集積計画（賃貸借権3件・使用貸借権1件・所有権移転1件）を定めたいので承認を求めるものです。資料のほうは4ページをお開きください。農用地利用集積計画、賃貸借権3件について説明いたします。

【議案書にもとづいて、農用地利用集積計画（案）の賃貸借、使用貸借、所有権移転について内容を説明】

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、承認を求めるものです。説明を終わります。

議長 事務局より説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

（「ありません。」の声あり）

議長 異議がないようですので、議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第1号については原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第4、議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による平成26年度第1号農用地利用集積計画（案）に対する意見決定について、を議題とします。事務局より議案第2号の説明をお願いします。河野係長。

事務局 議案第2号は、農地中間管理事業の推進に関する法律の農用地利用集積計画の承認について、平成26年9月30日を公告日とする農用地利用集積計画 農地中間管理権取得 利用権設定2件を定めたいので、承認を求め

るものです。
資料は21ページをご覧ください。農用地利用集積計画 利用権設定2件について、説明いたします。

【議案書にもとづいて、農用地利用集積計画（案）の利用権設定について内容を説明】

以上、承認を求めるものでございます。説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。
議 長 えー、この件については、初めて議案に出る件でございますから、懇談に入りたいと思います。

議 長 ここで、懇談を解きたいと思います。他に質問等ありませんか。
議 長 (「ありません。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第2号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 日程第5、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人・D、譲受人・E 外1件を議題とします。なお、整理番号1番については、寺田 誠委員が参与の制限に該当しますので、先ず整理番号1番のみを議題とします。

寺田 誠委員が農業委員会法第24条議事参与の制限に該当することになりますので、寺田 誠委員の退場を求めます。

(寺田 誠委員、退場)

議 長 事務局より議案第3号、整理番号1番のみの説明をお願いします。河野主事補。

事務局 はい。議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番について資料を読み上げます。16ページをお開きください。

【議案第3号 整理番号1番を議案書をもとに朗読】

これらの件につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番、高田農地部長。

9番委員 ただ今の件について、この土地につきましては、登記上は畑と田んぼになっております。この土地はEさんの畜舎の東側になります。Dさんのお父さんがこの畑、8,806㎡の土地に杉を植えておられて、現況では杉山となっております。また、田んぼの2,179㎡の土地につきましては、これも田んぼですけれども、現況は原野となっております。Eさんの畜舎と牧草地の隣接地でありますので、今後はEさんが杉を取り払って、牧草を植えて採草放牧地に利用したいということでありまして、そういうことで今回の申請になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上で

す。

議 長 担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。
(「はい。」の声あり)

12 番委員 特に難しいものじゃないんですけど、所有権移転対価は全体で 50 万円
ということですか。

9 番委員 はい、そうです。この土地につきましては、杉が全体的に植えつけられ
ておりまして、これを伐採処理するには、大変な費用が掛かるというよう
なことでございます。そういうことでまあ、対価的には安くございますけ
れども、本人の今後の手間を考えると、そう安くはないと思いますので、
よろしくお願いしたいと思います。

議 長 小山委員、よろしいですか。

12 番委員 はい。

議 長 他にありませんか。

(「はい。」の声あり)

議 長 はい。石堂委員。

7 番委員 あの、現況を見ていないものですから、ちょっとお尋ねしますが、この
真ん中にDさんの宅地があるんですけども、これは全体が家屋か何か建
っているんでしょうか。

9 番委員 はい、よろしいですか。

議 長 はい。高田委員。

9 番委員 はい、宅地となっております。ここには建物が建っております。隣の
Fさんのところは建物はない状況でした。Dさんのほうは建物が建ってお
りまして、今も建っているようです。以上です。

議 長 石堂委員。よろしいですか。

7 番委員 はい。

議 長 他にありませんか。

(「はい。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第3号、整理番号1番については、原案
のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成
ですので、原案どおり決定いたします。整理番号1番については原案どお
り決定いたしました。寺田 誠委員の入場を求めます。

(寺田 誠委員、入場)

議 長 引き続き議案第3号、整理番号1番以外を議題とします。(整理番号2
番について)事務局より説明をお願いします。河野主事補。

事 務 局 はい。整理番号2番について説明をいたします。

【議案第3号 整理番号2番を議案書をもとに朗読】

これらの件につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条

第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 　ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号2番、池亀委員。

2番委員 　はい。これは〇〇の□□で構造改善をしたところで、GさんとHさんは親戚に当たります。これはHさんがずっと管理をしていたんですが、このHさんの伯母さんに当たる、〇〇のIさん、この人が管理をしておって、そしてどうしても畑は自分では昔から作ってなくて、どうせ売らんだったら親戚の人に売りたいということで、Gさんがもうすぐ60で会社を辞めるということで、そろそろ畑の準備をしていこうかということで、今の状況になった訳でございます。35ページの畑のほうは現在さつまいもを作っております、この畑の分についてはさつまいもが終われば、本人に返すということです。36ページの2つの畑は現在さとうきびを作っております、広い方の畑は新キビでございまして、作っている方と話し合いをするということで、話をしている最中でございます。以上でございます。

議長 　説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「はい。」の声あり）

議長 　異議がないようですので、議案第3号（整理番号2番）については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第3号（整理番号2番）については原案どおり決定いたしました。

議長 　日程第6、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、譲渡人・J、譲受人・K 外1件を議題とします。なお、整理番号1番については、なお、整理番号1番については、寺田 誠委員が参与の制限に該当しますので、先ず整理番号1番のみを議題とします。

寺田 誠委員が農業委員会法第24条議事参与の制限に該当することになりますので、寺田 誠委員の退場を求めます。

（寺田 誠委員、退場）

議長 　事務局より議案第4号、整理番号1番のみの説明をお願いします。河野主事補。

事務局 　はい。37ページをお開きください。議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番を先に説明いたします。

【議案第4号 整理番号1番を議案書をもとに朗読】

詳細につきましては次のページからの資料をご覧ください。以上で説明を終わります。

議長 　ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいた

します。整理番号1番、高田農地部長。

8番委員 この案件につきましては、先月の定例総会の折りに出ました農地でございます。先月も話がありましたように、長年に亘って所有権移転が出来ない土地であったために、先月ようやく所有権の移転がされた土地でございます。今回、Jさんが、Eさんのお母さんですけれども、お母さんとEさんの所有権の土地につきまして、娘さんであります、Kさんが家を建てたいというようなことで、転用計画が出ております。そういうことで現況としては畑地ですけれども、これを宅地に変更して住宅を建築したいということでございますのでよろしくお願いしたいと思います。以上です。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

10番委員 土地の位置的にはどの辺りか。

議長 手を挙げて質問してください。説明をお願いします。高田委員。

9番委員 はい。説明します。今、白川委員のほうからありましたように、土地の位置的なことですけれども、〇〇の事務所がある隣で昔、写真館が道沿いにあったと思います。〇〇クリーニングの道反対側、その上にEさんの家がありますが、その裏側になります。まあ、この土地には以前祖母さん、〇〇ばあ、3代前の祖母さんが住んでいたようですけど、現況は建物を取り崩しております。そういうような土地でございますので、よろしくお願い致します。

議長 はい。他にないですか。

議長 異議がないようですので、議案第4号 整理番号1番については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。整理番号1番については原案どおり決定いたしました。寺田 誠委員の入場を求めます。

(寺田 誠委員、入場)

議長 引き続き議案第4号 整理番号1番以外を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。42ページをお開きください。農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号2番を説明いたします。

【議案第4号 整理番号2番を議案書をもとに朗読】

詳細につきましては次のページからの資料をご覧ください。以上で説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。(整理番号2番)中里委員。

3番委員 整理番号2番の件に対して、簡単に説明をいたします。譲受人・Aは〇

〇〇〇水田地帯で水田裏作を利用し、レタス栽培に取り組み、将来的に〇〇〇地域にエリアを広げ、規模拡大を図っていく計画を持っているようです。農地の有効活用による農業振興に資する目的で、集荷調整施設を〇〇〇〇集落入り口に建設する計画のようで譲渡人・Lさんのこの土地は40年ぐらい前に盛土をしてかさ上げされ、現在は牧草地として利用されている道路沿いの土地であります。隣接する宅地、周辺の土地に迷惑の掛かることの無いよう、道路沿いのほうにAの施設を配置されるようですので、土地の利用性、運搬車両等の交通利便性からしても、何の問題もないと思います。皆さんの理解ある審議をよろしくお願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「はい。」の声あり)

議長 はい。小脇 又男委員。

11番委員 はい。これは売買ですか。賃貸借ですか。

議長 はい。事務局。

事務局 はい。申請箇所は26年10月からの10年間の賃貸借ということでの契約となっています。10年を過ぎたら随時契約をしていくという形をとっています。

議長 小脇委員、よろしいですか。

11番委員 はい。

議長 はい、石堂委員。

7番委員 はい。一緒でした。

議長 他に、質疑ないですか。

(「はい。」の声あり)

議長 はい。高田委員。

9番委員 えっと私は現地で確認をしたんですけども、あの賃貸料はいくらやったか。

議長 はい。事務局。

事務局 はい。賃貸は月2万円での契約となっています。

議長 はい。事務局。

事務局 はい。今回、〇〇の〇〇集落内の転用関係が出ておりますが、このAについては、当初〇〇〇〇集落内に農業施設関係を設置するということで、現地調査関係等していた訳ですが、今回取り下げと新たな申請ということで今回の総会に諮られているところです。当初計画していました〇〇〇〇集落内の農業施設関係については、当初100ヘクタールの規模ということで会社のほうは考えていたようですが、町と調印式をする段階で200ヘクタールまで規模拡大していきたいということがあったようです。その裏には南種子町の農地の流動化、ここの集積関係自体が思ったよりも仮の申請

段階、受付段階では 20 ヘクタールまでのスムーズな農地の動きがあったということがありまして、200 ヘクタールまで拡大したいということがあったところです。それに伴いまして、〇〇地区については 100 ヘクタールの規模ですと、1日 1,000 ケースということでしたので、10 トンから 15 トン車が 1 台、出入りをするということでしたが、200 ヘクタールになった関係で、1日 2 台ということで、この〇〇集落内の見通しでいきますと、県道もしくは農道関係に路上駐車が 1 台出てくるということで交通量関係が多くなって行って、ちょうど農繁期の 2 月 3 月については、その農家の方に迷惑を掛けたり、交通事故が起きる可能性があるということが 1 点。2 点目については、敷地造成費自体が当初見越してたものからしますと、埋め立てを一斉にしないといけないということで、工事費が必要だったということで約当初の 2.5 倍の経費が掛かるということが 2 点目。今説明した内容から、今回県道もしくは町道沿いの敷地内に 10 トン車・15 トン車が 2 台止められるような道と同じような所を探したところ、〇〇〇〇集落というところが出てきたということで今後、〇〇、〇〇〇〇、それと〇〇、〇〇等の田んぼのレタス栽培の拡大を考えた時に、ある程度中心地に持っていきたいというふうなことがあったようです。以上で関係の説明をおわります。

議長 9 番委員 はい。質疑ないですか。はい。高田委員。
さっき言った賃貸料については 2 万円と言いますけど、年間 24 万円となるようです。月 2 万円の契約料です。以上です。
(「はい。」の声あり)

議長 10 番委員 はい。白川委員。
えっとこれは建築面積が書いていないんですが、どれくらいになるんですか。

議長 事務局 事務局から説明をお願いします。
はい。建築面積としましては集荷場が 144 m²で、冷蔵庫建屋が 192 m²で 336 m²分を建物ということになっております。

議長 10 番委員 白川委員、よろしいですか。

議長 はい。よろしいです。

議長 他に質疑ないですか。

議長 異議がないようですので、議案第 4 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第 4 号については全員賛成ですので、原案どおり許可相当とし、県農業会議に諮問することといたします。

議長 日程第 7 議案第 5 号 農地法第 2 条の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について、申請人・M 外 5 件を議題とします。先ず、整

理番号4番・5番については、寺田 誠委員が参与の制限に該当しますので、先ず整理番号4番・5番のみを議題とします。

寺田 誠委員が農業委員会法第24条議事参与の制限に該当することになりますので、寺田 誠委員の退場を求めます。

(寺田 誠委員、退場)

議 長 事務局より議案第5号 整理番号4番・5番のみの説明をお願いいたします。河野主事補。

事務局 はい。54ページをお開きください。農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について、整理番号4番・5番を先に説明いたします。

【議案第5号 整理番号4番・5番を議案書をもとに朗読】

字図につきましてはそれぞれ次のページに添付しています。以上で説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号4番・5番。高田農地部長。

9番委員 懇談をお願いします。

議 長 高田委員から懇談の申し入れがありました。懇談に入ります。

議 長 懇談を解きます。

9番委員 それでは説明をいたします。整理番号4番のEさん、それと併せて5番までを説明します。Jさん、この土地につきましても先月の定例会に出た案件でございまして、先月所有権移転が出来たというようなことで、以前からこの土地につきましてはEさん、お母さんであります、Jさんがそれぞれ隣接する土地に住宅を建設しております。そういうことで本来の姿に返すということで、台帳登記も畑から宅地に変更するということによって非農地の証明を願っているということですので、よろしく申し上げます。以上です。

議 長 担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「はい。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第5号 整理番号4番・5番については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第5号 整理番号4番・5番については原案どおり決定いたしました。寺田 誠委員の入場を求めます。

(寺田 誠委員入場)

議長 引き続き議案第5号 整理番号4番・5番以外を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について、整理番号4番・5番以外を説明いたします。48ページをお開きください。

【議案第5号 整理番号4番・5番以外を議案書をもとに朗読】

字図等につきましてはそれぞれの次のページに添付をしています。以上で説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番、中峰委員。

6番委員 今回申請が出されております、この土地につきましては、その理由として先ほど説明がありましたとおり、畑に石盤がありまして、土の層が非常に薄くて耕作が出来ないということで、15年程前から全く耕作せずに現在に至っているということでございます。現況はと言いますと、殆んどが竹と木の大山になっております。一番にはイヌマキの木が直径30センチ以上にも成っており、相当長期間耕作されないでいる所もあるものと思われまます。また隣接する周囲にも耕作されている農地が殆んどなくて、このまま原野化が進んでも、被害を及ぼすことも無かろうということで、現況どおり原野として見なしてもよかろうという判断が出ております。以上でございます。

議長 整理番号2番、高田委員。

9番委員 はい。整理番号2番について説明をいたします。申請者のNさん。土地につきましては〇〇の田んぼでございますけれども、現地確認に行きましたけれども、現地までたどり着くことが出来ない状況でございました。本人に状況等を聞きますと、相当前から山崩れがありまして、この田んぼに行く手前で道がふさがれて無くなったということで、役場のほうにも道の建設等についてお願いをしたそうでございますけれども、その願いが届かず、ずっと何も耕作していないというようなことで、現地までの確認は出来ませんでしたけれども、そのような状況で非農地としての申請をしたということでございますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長 整理番号6番をお願いします。

9番委員 はい。続きまして整理番号6番、58ページです。申請人は〇〇にお住いの〇さんという方でございまして、この土地につきましては、〇〇□□の元△△の〇〇支所の隣の土地でございます。Pさんの家に行く手前の土地でございまして、以前はこの土地には建物が建っておりまして、精米所兼倉庫がありました。その後精米所も取り崩されて、現在では資材置き場といえますか、底盤を残したまま資材置き場になっております。そういうよ

うなことで今後も農地としての利用が出来ないということでございますので、非農地としての申請をしたということでございます。よろしくお願いいたします。以上です。

議 長
4 番委員

整理番号3番。古市委員。

Qさん。〇〇なんですけど、所在地は△△です。これはRさんの住宅が建っています。これはもうRさんとQさんは義理の兄弟ということで、これは16年前にここを農地として、貸す人が1,000円で、1反部分けてもらって宅地を申請し、Rさんが造ったんですけど、53ページの字図をちょっと見ていただきたいと思います。畑が約300㎡、今は殆んど宅地同様に庭という感じで、ちょっと農地には使うのには狭すぎるんじゃないかと思って、本人も農地としては16年間使用していないということで、非農地申請したということです。どうかよろしくお願いいたします。

議 長

担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「はい。」の声あり)

1 番委員

懇談をお願いします。

議 長

はい。寺田委員から懇談の申し入れがありました。懇談に入ります。

議 長

懇談を解きます。質疑ありませんか。

(「ありません。」の声あり)

議 長

異議がないようですので、議案第5号(整理番号4番・5番以外)については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第5号(整理番号4番・5番以外)については原案どおり決定いたしました。

議 長

日程第8、議案第6号 農地流動化奨励金交付申請について、申請人・S 外4件を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。河野主事補。

事 務 局

60ページをお開きください。議案第6号 農地流動化奨励金交付申請について説明します。

【議案第6号、議案書をもとに朗読】

現地調査において、耕作されていることを確認しておりますので問題はないと思います。以上で説明を終わります。

議 長
議 長

事務局より説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「ありません。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第6号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第6号については原案どおり決定いたしました。

議長 日程第9、議案第7号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）に関わる意見について、を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。総合農政課 小脇主査。

農業再生対策係 皆さん、お疲れ様です。総合農政課 農業再生対策係の小脇と言います。まずもって、皆様の方には本来であれば、先もって資料のほうを送付すべきところでしたが、作成に手間取ってしまいまして、本日、皆さんの手元に配ることになってしまい、誠に申し訳ございません。今後気を付けたいと思いますので、ご了承よろしく申し上げます。

今回の第7号議案につきましては県のほうから、今年度より新規認定就農者の認定権限が平成26年10月から、県から町へと権限移譲されるということで各市町村において、この農業経営基盤の強化に関する基本的な構想、通称「基本構想」のほうに盛り込みなさいと指導がございました。それに伴い各市町村のほうで基本構想の一部改正を現在行っているところであり、農業委員会の皆様のほうにも審議を仰ぎ、審査をしていただきたいというところで、今日この場を設けさせていただきました。よろしく申し上げます。中身につきましては、皆様のほうに新旧対照表、改正案と現行ということで、A4判の文字が小さくて見づらいですけど、資料が手元にあると思いますので、それに沿って簡単に説明のほうをさせていただきますので、申し上げます。今回変わる分につきましては、先程申しました新規就農者に対する位置づけ、支援・対応に伴う項目とあと農地中間管理機構事業に伴う対象者に対する文言についてのところでございますのでよろしく申し上げます。それでは資料に沿って説明をさせていただきます。

資料につきましては、5ページをご覧ください。改正案でございますけれども、第1の農業経営基盤の強化の促進に関する目標でございます。これにつきましては、新規に就農した方に対しての南種子町の年間の新規就農者の確保数を3名として、位置づけをしてございます。ここ5年間の平均が約3名前後ということでしたので、今後についても南種子町については平均3名程度の新規就農者の確保に向けて取り組みたいというところで記載してございます。次に5のところですけども、これにつきましては、現在認定農業者の年間雇用従事時間及び所得についてが、年間2千時間及び所得目標が360万円となっております。これについては過去5年間の南種子町の新たに農業を開始した方の5年目の総所得についてが、概ね141万円前後というところございました。これにつきましては、種子島地区

内の1市2町での協議を図ったところ、大体150万円程度ということで、統制されたところですので、南種子町においても新規就農者の5年目の目標所得については、概ね150万円程度というところで記載してございます。これにつきましては5ページ、6ページに亘って記載されておりますのでよろしくお願ひします。

次になるんですけど、大まかに大きく変わってくるところにつきましては、14ページのほうをご覧ください。「新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標」とございます。これにつきましては、先程申し上げました年間概ね150万円程度の農業所得だけで経営規模のほうを加算しております。これについては、南種子町については、新規就農者に対しては9項目の営農類型を設けまして、これに対して支援をしていくというところでございます。主に言いますと、さとうきび専門型、生産牛専門型、花き専門型、土地利用複合型、さとうきび生産牛複合型、野菜複合型1・2・3、さつまいも複合型、の計9類型でございます。次に資料17ページのほうをご覧ください。

「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項」でございますけれども、今まではただ単に50パーセントを提示しておりましたけれども、県のほうからは今年度、32年度と35年度についての明確な指標を表しなさいという指導がありました。これについては鹿児島県下一律して、50パーセント及び70パーセントというところでの統一性を図って記載してございますので、よろしくお願ひします。あと、2のほうの「その他農用地の利用関係の改善に関する事項」とございますけれども、平成24年度から人・農地プランの事業が開始されまして、地域での話し合い活動、及び女性3名を含めた検討会の開催というのが義務付けられて来ております。それに伴い国としては継続した話し合い活動を持続するようにとの指導がありましたので、これについても「人・農地プランの更新の過程で」というところで、新たに文言を記載しております。次の事項でございますけれども、次のページの18ページをご覧ください。

「第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項」というところがございます。これまで農地保有合理化事業がありましたけれども、今年度より農地中間管理機構事業というものが発足したことにより、実質この農地保有合理化事業というものが廃止されました。で、その分についての改正の文言を提示しております。後はイのほうなんですけれども、「市街地を除く全集落においては、農地中間管理事業等を推進し、地域の中心経営体へ農地の集積を行うよう努める。」という文言を新たに追記してございます。大きく変わったところなんですけど、27ページをご覧ください。

「新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項」でございます。これについては前項で申し上げましたとおり、新規就農者に

対する南種子町における関係機関との連携を図り、新規に農業経営を開始された方に対しての育成・支援に関する事項を設けさせております。新設としましては、主に人・農地プランの位置づけをされた方に対しての青年就農給付金事業や青年等就農資金の積極的な活用、あと関係機関と定期的な巡回・指導を行うという文言を追記しておりますので、よろしく願います。あと 30 ページのほうをご覧ください。

農地中間管理機構の(2)ですけれども、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業等の連携ということでございます。これにつきましては、「農地利用集積円滑化団体が行う農地利用集積円滑化事業は、農業経営の規模拡大の助長という観点から個人間の農用地の権利移動に介在し、これを補完・調整する機能を有するものであることから、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構との密接な連携の下に利用権設定等促進事業の中で、これらの事業を積極的に活用するものとする。」、要は農地円滑化団体と農地中間管理機構との密接な連携を図り、円滑な事業展開を進めるという文言をうたっております。簡単でございますけれども、以上が新規就農者に対する支援事業、あと農地中間管理事業に関する項目を新たに追記した新旧対照表となりますので、皆様のほうで審議の程よろしく願います。

議長 事務局より、小脇主査の説明が終わりました。質問等があれば。
(「はい。」の声あり)

議長 はい。白川委員。

10 番委員 別に内容に対する質問じゃないけれども、(見開きの)この裏側の印刷のやり方はめくった時、このまま見られるように印刷が出来ないもんですかね。出来ると思うんだけどね。

事務局 はい。農業委員会で横向きで出るように作っていて、A4になれば、それが当たり前の刷り方なんです。

議長 白川委員、分かりましたでしょうか。

10 番委員 はい。分かりました。

農業再生対策係 はい、綴り方なんですけど、ちょっと2点留めにしてしまうと、見づらいのかなということもありましたので、今回あえて1点留めでやってしまいました。そこで今のような見づらい点が発生したことに対しては申し訳ございません。

議長 はい、事務局。

事務局 17 ページ目に年度を明確化した記載があるんですが、ここについては、毎年農業委員会の総会のほうに、その内容等と修正等を加えた形で意見を聞く流れになるということでした。効率的かつ安定的な(中略)集積の目標というのがあるんですが、平成32年度、平成35年度が含まれていますが、ここについては毎年、年度関係目標の見直しをしていくということ。

農業再生対策係 一応県の目標としては、これだけの数字を提示しなさいと指示がありま

したので、この実績数値については毎年度、農業委員会と町のほうで連携を図りながら密に。

事務局 議長 この農業委員会から意見を聞くということです。

議長 はい、他に意見はないですか。

(「はい。」の声あり)

議長 はい、高田委員。

9番委員

27 ページの一番下の(2)の中で、新規就農者に対して最初からずっと指導をして、地域に貢献出来る農業者を育てるといような文言が書いてありますが、今までも色々と助成金・支援金が支払いをされまして、農業をやっている農家・新規就農者がおりますけれども、まああまり南種子の貢献にはなっていない方、時たま見受けられますので、今後ともこういう方につきましては、指導をお願いするようお願いしておきたいと思います。以上です。

議長 えー、今の意見に対して、小脇主査から何かないですか。

農業再生対策係

今現在出ている皆さんご存知の青年就農給付金事業というのがございます。これについては、農業経営を開始した方に対して年間150万円、最長5年間支給する事業でございます。中には当然貰っていない方というものもいらっしゃいます。この方たちも含めた形で県の熊毛支庁の農政普及課の技術担当吏員と連携を図りながら、1市2町、種子島全体を盛り込んだ新規就農者への巡回指導というのを言わば5年間やっていくということで、これについては当然技術的指導と農業簿記関係の経営的面からの支援事業も現在行ってございます。これについて、やはり長続きしないというのは本人さんの意志ですので、こちらとしてもやはり長く続けられるような活動支援を今後も行っていくようにしたいと思いますので、農業委員の皆様につきましては、そういった方たちが農地を広く持てるように支援についてのご協力をお願いしたいところでございます。よろしく願いいたします。

議長 他に意見はありませんか。

議長 異議がないようですので、議案第7号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。議案第7号については原案どおり決定いたします。

議長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。